

## 自然環境部会(環境保護地区制度のあり方検討)開催概要

### 1 令和4年度(2022年度)第2回熊本市環境審議会自然環境部会

(1)令和5年(2023年)1月12日(木曜日)14時00分から15時00分まで

(2)熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室

(3)環境審議会自然環境部会委員(5人)

高宮 正之 部会長	阿部 淳 副部会長
川越 保徳 委員	中田 晴彦 委員
澤 克彦 委員	

#### (4)内容

審議事項 環境保護地区制度のあり方検討について

#### (5)自然環境部会での主な意見

- ・環境保護地区の除外区域の規定に風致地区とあるが、現状と基準が合っていない。
- ・審査基準の評価項目が一つでもAであれば環境保護地区の候補地となることも問題であり、緑量の測定方法についても検討が必要である。
- ・行為の届出をすると、樹木の伐採や新築・増築が可能となり、それを阻止する制度がないことは問題である。
- ・指定当時は土地所有者の理解の上で管理されていたが、相続されると理解が得られない可能性があることは問題である。
- ・管理状況が良好でない地区について、その土地の指定を継続する価値があるのかどうかも含めて、行政が評価する仕組みが必要である。
- ・地域の人々の関わりがあり、人が集まるような場所は公共性も高くなることから、良好な自然環境は人々がどのくらい介入するかに起因すると考える。
- ・環境保護地区は管理と一体にならなければならない。自然は放っておくと野生化するだけなので、モニタリングもしくは管理を初めから見据えた上で考えていく必要がある。
- ・個人が所有している土地に、どれだけ他者や地域、行政が関わっていけるのかを含め、今後考えるべきだと思う。
- ・今後、新たな地区を指定する時には、指定基準として、地域で守っていくような体制づくりが期待できるかも、指定基準の中に入れるべきである。
- ・今後の指定基準には、単純に緑だけでなく地理全体を見渡した上で、環境保護地区があつたらどのような影響があるのかを踏まえ、選定していく必要がある。